

社会保険等未加入対策について

山口県においては、公平で健全な環境整備の構築及び現場の技能労働者の処遇改善の観点から、社会保険等未加入対策に取り組んでいるところです。

今後、更に社会保険等未加入対策を推進するため、国に準じて元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲を全ての工事に拡大することとしましたので、お知らせします。

※ 社会保険等・・・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

I 元請業者への対策（現行どおり）

平成27・28年度の建設工事入札参加資格者名簿の審査において、社会保険未加入業者を排除し、名簿に登載していません。（施行：平成27年7月1日）

※入札参加資格者名簿に関する詳細は監理課のホームページをご確認ください。

II 下請業者への対策（対象範囲の拡大：改正部分）

平成28年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行う全ての工事について、一次下請業者^(注1)は原則社会保険等加入業者に限定することとします。

(注1)「一次下請業者」は、建設業許可業者のみを対象としますが、建設業許可業者であっても社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。

■社会保険等の加入状況の確認方法（現行どおり）

受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書により確認します。

■受注者への措置（現行どおり）

特別な事情^(注2)がある場合を除き、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合、国と同様に、受注者に対して以下の措置を行うこととなります。

○制裁金の課金：当該下請契約額の10%を課金する。

○指名停止措置：契約違反に該当し、2週間から4カ月の指名停止とする。

○工事成績評定点の減点：指名停止措置に伴い、10点から20点の減点とする。

(注2)「特別な事情」とは、当該下請契約を締結しないと工事の施工が困難となることが明らかであると発注者が認めた場合で、個別に判断することとなります。

なお、この場合においても、指定期間内に社会保険等へ加入を義務付けるものとし、当該期間内に加入しなかった場合は、上記措置を行うこととなります。

※下請業者の加入状況は、保険料の領収済通知書等により確認してください。

■建設業許可権者への通報（現行どおり）

二次以降を含むすべての下請業者について、社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可権者に通報します。

建設業許可権者は、社会保険等の加入に係る指導等を行います。

■その他

一次下請業者の社会保険等への加入義務については、別途工事請負契約書を改正する予定です。

【参考】国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策について」

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)